

中部 NGO-JICA 中部 地域協議会 実施要項

1. 目的

名古屋 NGO センターと JICA 中部は、中部地域（愛知、岐阜、三重、静岡）に活動拠点をもつ NGO 等団体（以下、地域NGO）と JICA 中部とが定期的に協議する場として、「中部 NGO-JICA 中部 地域協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、対話を通じて双方の相互理解を深めるとともに、対等なパートナーシップに基づく連携による国際協力活動および地域社会の課題に取り組む活動の向上を図る。

2. 開催

- 1) 頻度：原則年2回
- 2) 開催場所：原則 JICA 中部あるいは名古屋 NGO センターで開催する。
- 3) 次第構成：議題を「報告事項」と「協議事項」に分けて構成する。

3. 参加者

- 1) 対象となる参加者：協議会の趣旨に賛同する地域 NGO および JICA 中部の関係者。
- 2) 参加手順：事前登録（随時）の上、毎回事前に申込む。

4. 運営

- 1) コーディネーター：地域 NGO と JICA 中部はそれぞれ、協議会の運営を担当するコーディネーターを選出する。
- 2) 協議会コーディネーター会議：協議会の準備、司会進行、結果のとりまとめ等の運営は、地域 NGO と JICA 中部双方のコーディネーターで構成される協議会コーディネーター会議が行う。

5. 議題

- 1) 議題範囲は、JICA 中部と地域 NGO との連携に関する事柄、双方の事業に関する事柄とする。
- 2) 議題は、地域 NGO と JICA 中部双方のコーディネーターが議題案の募集をそれぞれ行い、協議会コーディネーター会議にて決定する。

6. 情報公開

- 1) 協議会開催の都度、発言者名とともに議事録を作成する。
- 2) 議事録および配布資料は、JICA 中部のホームページ上で公開する。

7. 協議会の運営に関わる事項の変更

- 1) この要項の変更もしくは追加については、その都度本協議会で協議のうえ、これを行う。
- 2) その他、協議会の運営に関わる事項の変更もしくは追加については、その都度協議会コーディネーター会議で協議のうえ、これを行う。

8. 附則

- 1) この要項は、平成24年2月23日より施行する。

中部 NGO-JICA 中部 地域協議会 運用細則

1. 目的

中部 NGO-JICA 中部 地域協議会 協議会コーディネーター会議(以下、コーディネーター会議)は、中部 NGO-JICA 中部 地域協議会(以下、「協議会」)の運用を円滑に行うために、本運用細則を定める。

2. 協議会への参加手順

- 1) 団体の事前登録については、NGO 側窓口を名古屋 NGO センターとし、コーディネーター会議が確認した上で、登録を行う。
- 2) ただし、名古屋 NGO センターの加盟団体、草の根技術協力事業の採択経験のある団体、日本 NGO 連携無償資金協力の採択経験のある団体は協議を省略し、報告のみとする。
- 3) 参加申込みについては、NGO 側窓口を名古屋 NGO センター、JICA 側を JICA 中部とし、NGO 側、JICA 側、双方の参加者名簿を、原則前日までに交換する。

3. 協議会コーディネーター会議の運用

- 1) NGO、JICA の双方のコーディネーターは、それぞれ 2 名から 5 名程度とする。
- 2) コーディネーター会議からの指示の下に、協議会運営にかかる各種支援業務は、名古屋 NGO センターおよび JICA 中部の要員がそれぞれ行う。

4. 協議会議事録の作成

- 1) 議事録の作成は、コーディネーター会議、名古屋 NGO センターおよび JICA 中部の要員が担当する。議事録は逐語とせず、議事録案を発言者に確認してもらうこととする。
- 2) 当面は原案を JICA 中部の要員が作成し、その内容を吟味した後、議事録案を発言者に確認してもらうこととする。発言者への確認は、NGO 側は名古屋 NGO センターの要員が、JICA 側は JICA 中部が担う。

5. 本運用細則の変更

- 1) この運用細則の変更もしくは追加については、その都度本協議会コーディネーター会議で協議のうえ、これを行う。
- 2) 変更事項は、協議会に報告する。

6. 附則

- 1) この運用細則は、平成24年2月23日より施行する。